

公益財団法人青森県国際交流協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人青森県国際交流協会（以下「協会」という。）の事業に賛同する賛助会員（以下「会員」という。）についての必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 会員として入会しようとする者は、入会を申し出るものとする。

(退会)

第3条 会員が退会しようとするときは、退会を届け出るものとする。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、会長は退会させることができる。

- (1) 会費を納入しないとき
- (2) 協会の会員にふさわしくない行為があったとき。

(会費)

第4条 会員は、次に掲げる区分により1口以上の会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員 年会費 1口 3,000円
- (2) 団体会員 年会費 1口 10,000円

2 退会による会費の返還は行わないものとする。

(その他の事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人青森県国際交流協会の設立の登記の日から施行する。